

気候 Network 通信

2005
1/1

第40号

CONTENTS

1. 祝 京都議定書発効の年！
京都議定書を実施し、前進させよう！
2. COP10 報告
- 3-6. 「市民が進める温暖化防止2004」報告
7. 各地の動き
8. 各種お知らせ・事務局から

気候ネットワークは、温暖化防止のために市民から提言し、行動を起こしていく環境NGO/NPOです。全国の市民・環境NGO/NPOのネットワーク組織として、多くの組織・セクターと連携しながら、温暖化防止型の社会づくりをめざしています。

わたしたちはめざします

- (1) 抜本的な国内対策で京都議定書の6%削減を！
- (2) 環境重視の社会経済システムを！
- (3) 市民・地域主導で温暖化防止の促進を！
- (4) 政策決定プロセスに市民の参加と情報公開を！
- (5) 南北の公平をめざし、南の人々と連携を！

URL: <http://www.jca.apc.org/kikonet/>

<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル 高倉ビル305
Tel.075-254-1011 / FAX.075-254-1012
E-mail. kikonet@jca.apc.org

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3
半蔵門ウッドフィールド2階
Tel.03-3263-9210 / FAX.03-3263-9463
E-mail. kikotko@jca.apc.org



祝 京都議定書発効の年！ 京都議定書を実施し、前進させよう！！

◆ 議定書発効の新年を祝す

2005年2月16日、京都議定書が発効します。地球温暖化・気候変動問題へのこれまでとこれから的人類の長い取り組みの歴史において、2005年は長く記憶される年となることでしょう。世界の多くの人々とともに、私たちもこの日、この年を心から祝福したいと思います。

1997年12月11日、COP3で京都議定書が採択されましたが、それはまだ自力で歩むには未熟でした。そのため、私たちは、気候フォーラムの活動を引き継ぎ、気候ネットワークとして、議定書の発効・実施を確実にするための活動を7年にわたって続けてきました。多くの支えていただいた皆様の力で、多くの危機的状況を乗り越えてようやく議定書の発効に至り、私たちの所期の目的の一つを果すことができたと思います。

しかしながら、京都議定書の発効は、長い温暖化との地球規模での戦いの小さな一步に過ぎません。私たちがここで立ち止まれば、議定書も短命に終わってしまいかねない現実をしっかりと見据える必要があります。2004年12月にアルゼンチンで開かれたCOP10は、このことを私たちに強く認識させました。

◆ ブッシュ政権の妨害を乗り越えて、被害に先行した取り組みを

COP10では、昨年11月の台風で1,000人を超える死者を出したフィリピンや地球全体の倍の速度で温暖化が進行している北極海など、温暖化による悪影響が世界各地で起こっていることが訴えられました。途上国、とりわけ小島嶼国や後発開発途上国との事態は深刻ですが、先進国でも同じです。これまでの予測を上回る速度で温暖化が進行しており、排出削減などの温暖化対策と温暖化の影響への適応策とを、ともに前進させなければならないとの共通認識が高まったと言えます。

にもかかわらず、COP10では新たな合意を殆ど見ることができませんでした。会議はコンセンサスを基礎に進められるため、あくまで京都議定書の死を目指むブッシュ政権と、石油の販売高が減ることへの補償を求めるサウジアラビアなど産油国が、京都議定書の2012年以降の取り組みや途上国への適応策などの議論を人質にとり、自国の主張を通そうと妨害し続けたからです。ブッシュ政権の力による横暴も、産油国の傍若ぶりも、当面変わらないでしょう。2012年以降の目標などをめぐる交渉はCOP3以上に難航し、その打開の道は、その他の国々が確固として取り組み、経済的にも成果を上げることです。

◆ 日本の市民の役割

その鍵を日本が握っています。日本政府はまず、自らの長期的排出削減の理念と道筋を明らかにし、炭素税など長期的に削減を実現する政策措置をとり、脱温暖化社会の構築に踏み出さなければなりません。地域社会においても同じです。私たちの生活の場でも6%削減を実行しましょう。記念すべき2005年の年頭に、地球規模で行動し、国の政策を推進し、地域の取り組みを開き、成功させるための私たちの役割を、より強力に、より加速させることを確認したいと思います。

気候ネットワーク代表 浅岡美恵

条約10年、議定書発効、新たなる一歩へ

12月6日～17日、アルゼンチン・ブエノスアイレスにおいて、気候変動枠組条約第10回締約国会議（COP10）が開催された。11月18日にロシアの京都議定書批准が決定したことにより、今年2月16日に京都議定書が発効するため、COP10は議定書が法的効力をもつ前の最後の会合となった。

●過去を振り返り未来を向く

今年は、気候変動枠組条約発効10周年にあたるため、これまでの歴史を振り返り評価することが大きなテーマの一つとなった。各国とも、会議のさまざまな場において、条約発効10年と京都議定書発効を祝うとともに、自国の成果を披露したが、素直に喜べるほど楽観的な状況ではなかった。実際、温室効果ガスの排出量が増加している国も少なくない上に、温暖化対策の実施を強化する意思も明確には現れなかつたからだ。

アメリカは予想どおり、（サウジアラビアと結託して）さまざまな会議において交渉の進展をブロックした。EUは強いリーダーシップを期待されていたが、議論を前向きに先導していく態度が十分でなかつた。日本はCDM理事会問題を除いて明確な意思表示をほとんどせず、経済産業省は彼らの後向きの政策を日本政府の政策であるかのように広めてまわつた。カナダもほとんど発言しなかつた。今回の会議の最大の問題児であるサウジアラビアは途上国問題関連のすべての議題で暴れまわつた。

結局のところ、京都議定書の発効が決まったにもかかわらず、「議定書から離脱したアメリカ」対「EU」「殆どの途上国」対「産油国」、「排出量の大きい途上国」対「後発開発途上国や小島嶼国」の基本的な立場の対立が続いて議論が膠着し、閉幕が近づくにつれて会議場の雰囲気は暗くなつていつた。

●将来枠組みに関する議論

今回の会議の重要な課題の一つは、将来枠組みに関する議論を実質的に開始するためのCOPの下での「セミナーの開催」に合意できるかにあつた。セミナーは、COP10以前にアルゼンチンのエストラーダ環境大使から提案されていたものだが、(1) セミナーの内容、(2) 気候変動枠組条約の中だけで検討するのか京都議定書の枠組みの中でも検討するのか、(3) セミナーでの議論の結果をCOP11に報告するのかで、EUとアメリカとで大きく対立したまま推移した。議定書の第2約束期間との関係を完全に断ち切りたいアメリカは、セミナーを行なうとしても単なるサイドイベントに止めようとした、途上国の義務につながることを懸念した途上国も、アメリカに近い立場をとつた。セミナー問題が適応問題と一体的に取り扱われ、一時はともに何も合意できないのではと懸念された。



会議は17日に閉幕予定であったが、18日昼まで延長した末、2005年5月にセミナーを開催することが決つた。しかし、事務局が議事録をまとめて締約国に提供するものの、これはCOPに報告されず、将来の約束の交渉を開くものではないとの文言を加えて合意した。

●適応と途上国問題

今回の会議のもう一つの重要な課題は、温暖化による悪影響への適応策の前進だった。北極の氷床が予想をはるかに上回る速さで融解しているなど、世界中で気候変動の影響が顕在化しており、また、温暖化による被害が与える環境・社会・経済的影響の実情も分かり始めてきたこともあり、途上国への支援、とりわけ脆弱な途上国の適応に関する議論がますます重視されるようになつてきつた。

しかし、そもそも、特別気候変動基金（SCCF）や後発開発途上国基金（LDCF）など気候変動への緩和や適応を支援するための途上国への基金に対して、先進国は前向きな姿勢をとつていない。そこにきて、産油国が気候変動の影響に対して脆弱な国々を「人質」として、温暖化対策措置によって生じる石油からの利益減に対する補償措置を求め、適応の議論を妨害したため、最後まで膠着情態が続いた。

結局、途上国の適応問題については、適応に関する議題をまとめてブエノスアイレス作業計画を策定することになったが、最終段階までセミナーの開催問題とリンクされたため採択も危ぶまれた。後発開発途上国への基金問題も、優先的実施を求める途上国の要求が入れられず、閉幕直前にCOP11に先送りされることが決まり、途上国に強い不満を残した。

条約10周年と京都議定書発効という二つの大きな節目は、「来た道に誇りを持ち、未来に希望を抱く機会であり、合意への地ならしをしてくれる」というウォーラー・ハンター条約事務局長の明るい言葉から始つたCOP10であるが、これといった実りなく閉幕した。しかし、温暖化問題は日々深刻化しており、自国の短期的な国益ばかりを優先して温暖化対策から逃げているようでは、到底対応できるものではない。京都議定書の約束を確實に実施するとともに、2013年以降の取り組みに向けて、「あらたなる一歩」を本当に踏み出さなければならない。

京都議定書の第1回締約国会議（MOP1）でもある次回の条約の締約国会議（COP11）は、2005年11月7日から18日に開催される予定である。COP11開催地として正式に立候補した国はなく、2005年前半に開催国を募ることとなつた。

市民が進める温暖化防止2004

～いよいよ京都議定書発効へ！～

気候ネットワークは、2004年12月4日、5日に、「市民が進める温暖化防止2004」を開催いたしました。その内容を紹介いたします。

Report 1

「開会セレモニー」 京都議定書発効目前に

まとめ：米山藍

「市民が進める温暖化防止2004」のスタートとなる「開会セレモニー」が12月4日（土）午前10時半～12時20分に行われました。京都議定書の採択から発効目前まで深くかかわってこられた、大木浩氏、浜中裕徳氏、および浅岡美恵の記念報告から抜粋して次に紹介します。

■ 大木浩氏(全国地球温暖化防止活動推進センター、元環境大臣・COP3議長)

温暖化に関する科学的知見が明らかになるまで時間がかかっているが、温暖化防止は安心・安全のために必要である。温暖化防止は各国の事情が異なり、簡単に意見が一致していないが、京都議定書の発効により、温室効果ガスの排出削減は国際的義務となった。

日本は温室効果ガスをどう減らすか、国として枠組みを作らなくてはならない。京都議定書には排出削減、吸収源、京都メカニズムの3つの手法が書かれているが、基本は国内での削減だ。

外交に携わった経験から言うと、環境を外交で活用すべきである。日本の公害の体験は、中韓などの近隣諸国や発展途上国で活かせる。また温暖化は人類共通の問題で各国との協力が可能だ。中国へのODAを廃止すべきとの議論があるが、環境分野だけは別にしてほしい。温暖化防止により、21世紀の日本の経済、外交を力強いものとすべきだ。



この後、『ストップ！！グローバル・ウォーミング・ストリングス・アンサンブル』による記念ミニコンサートが開催され、ストップ・フロン全国連絡会の萩由美子さんと、未来を担う若い人によってバッハの「ガボット」等が演奏されました。



■ 浜中裕徳氏（慶應義塾大学）

日本は（1990年比）6%削減が義務だが、逆に排出量は8%に増えており、まったくなしで温暖化対策を強化する必要がある。来年は、目標達成に向けて目に見える進歩を示すことと、第2約束期間の交渉を始める、という大きな課題がある。日本に課せられる削減義務が今後緩くなることは考えにくい。そのためにも日本は、国内対策をしっかりと進めるべきである。環境配慮型の製品の開発において実績が見られる他、環境税導入も議論のテーブルにのるようになった。日本が真剣に努力し経験を重ねていくことが日本の主張に説得力を持たせることになる。

京都議定書ではアメリカと途上国が削減目標を持っていない、あるいは抜けていたため、参加させなくてはならない。アメリカに対しては日本・欧州が対策を取り、技術開発をしていく姿を見せてこと、また途上国に対しては参加のインセンティブを広げることが必要である。



また、温暖化防止の取り組みを進めるためには、市民が力をつけて政府・企業と連携協力していくことが必要だ。私も市民の立場から連携・協力をていきたい。

■ 浅岡美恵（気候ネットワーク）

京都議定書が発効することになり、本当によかったです。発効までに長い時間がかかり、本当に発効するのかハラハラしたが、発効が決まってみれば、それは当然のことだと誰もが受け止め、EUはその先を行なっている。ブッシュ米大統領が死を宣告したのに議定書が生き残り続けたことは、国際社会が協力して事にあたることへの希望を与えてくれる。困難が大きければ大きいほど、それは挑戦に値するものだ。

温暖化防止のため、環境税導入や排出量公表制度、国内排出量取引を制度化し、法整備をすべきである。こうした政治的課題にも、市民が取り組まなくてはならない。遠い目標に思えるが、若い人も含め多くの市民が努力し取り組んでいくことで、必ず道は拓ける。京都会議に出席した米のゴア副大統領（当時）は、NGOの役割とは「不可能に思えることが可能であるばかりか、不可欠なものになっていく。その道筋のなかで仕事をすることである」と言っていた。我々NGOの先見・先行性をさらに次の課題に活かさなければならない。



Report 2

分科会 「(続)じっくり議論! 都道府県地球温暖化防止活動推進センターのあり方」

まとめ:
平岡俊一

本分科会では、都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下、都道府県センター）の、地域の温暖化対策における具体的な役割、市町村、NPO・市民等との連携のあり方などについて議論した。

最初に、基調報告として田中充氏（法政大学）から、地域の温暖化対策の重要な性や現状・課題、今後の戦略などについて報告された。

続いて、気候ネットワークが都道府県センターを対象に実施したアンケート調査の結果について平岡俊一（気候ネットワーク地域温暖化防止研究会）が報告し、(1)国石油特別会計関連の委託・補助金の増加によって、都道府県センターの事業が増加している。(2)事業内容は、広報・普及啓発、地球温暖化防止活動推進員研修関連のものが中心になっている。(3)一方で、必要性の認識は高まっているものの、地域の市町村、NPO、地球温暖化対策地域協議会等の各主体を対象にした支援、連携は十分進んでいない

い、という点について説明した。

パネルディスカッションでは、各都道府県センター担当者（久保田学氏（北海道センター）、鎌木孝昭氏（神奈川県センター）、葉山幸雄氏（大阪府センター）、浅岡美恵（京都府センター））から事例報告が行われた。

その後、都道府県センターの役割の明確化、地域の各主体との連携の充実などに関する議論が展開された。

地域の温暖化対策における都道府県センターの役割に関して、田中氏からは、広報・普及啓発だけでなく、具体的な事業コーディネート、政策提言、主体間のネットワーク化などに今後取り組むことが期待される、という提起があった。それに対して各都道府県センターでは、政策提言等の重要性を認識し、実際にそれに関連した取り組みを少しずつ進めているが、組織の財源・人材不足などの課題に直面しているといった報告があった。

地域の各主体との連携に関する議論で

は、地域の現場においては行政職員、推進員などの間で、温暖化問題の情報・ノウハウ等が圧倒的に不足している。都道府県センター側がもっと積極的に市町村に出かけ、情報提供、あるいは事業提案などを行ってもよいのではないか、といった議論がされた。

最後に、これまでの議論を踏まえ、今後の都道府県センターの戦略として、組織の柔軟性、情報・ノウハウの蓄積などの特性を活かした、地域の温暖化対策における情報センター、活動拠点、主体間のコーディネートなどの役割を果たすことが期待されるとのまとめがされた。



Report 3

分科会 「拡大する地球温暖化被害」－この警告をどう受け止めるか

まとめ: 柳原義道

以前から私たちは、植物や動物に起こっている変化について、すでに「兆候」とは言えない異常を感じていた。現状はさらに進んでおり、「地球温暖化は『兆候』から目に見える被害となって現れ始めている」、こうした認識で分科会を企画した。

報告者は、気象学者の山元龍三郎氏（京都大学名誉教授）、水俣市在住で果樹栽培業を営まれている吉井和久氏、損害保険ジャパン環境財団の北村必勝氏の三位である。コーディネーターは柳原義道（北山の自然と文化をまもる会代表幹事）が務めた。

「異常気象の増大と地球温暖化」（山元氏）の報告では、1970年代後半から1990年代後半にかけての自然災害に関する世界的規模の調査でも、平均年間被害者数の増加、種類別では洪水の顕著な増加が起こっていることが紹介された。その原因として、(1)人間社会の脆弱性の高まり、(2)気候強制作用があげられた。これらが地球温暖化によって誘発されたのが重要テーマである。

また、多数の観測点を含む観測網データを土台にした過去百年間のデータ解析による考察が述べられた。ここでは、集中豪雨や酷暑など「極端な気象の激化傾向」が取

り上げられた。集中豪雨に関しては、個々の観測点での時系列データでは通常の統計手法によってその傾向を明らかにすることは困難である。そのため、全国多数の観測網のデータから、過去百年間の最大値（第1位から4位）の発現年を各観測地点について求め、その年代別頻度分布を明らかにした。この結果、1940年までの第1期と第2期（発現率13%）と比較して、第3期（21%）、第5期-1981年から2000年（27.2%）と、極端な気候現象が明らかに増加していくことがわかった。酷暑についても同様の調査結果が明らかにされた。温暖化は大気下層での温度上昇と上層での相対的温度低下（あるいは寒冷化）を引き起こし、その結果、対流現象が活発化しにわか雨や強雨の頻度が増加する、こうした点で解析結果は予期されたものと同一だった。

「水俣市の農業と温暖化」（吉井氏）で



は、果樹栽培の現場から地球温暖化の影響が報告された。「病害虫被害では、南方系の害虫が北上し世代交代の数が増加している。琉球サビダニが大隈半島で確認され、チャバネアオカメムシが大発生し防除回数を増やすざるを得ない事態となつた。地球温暖化で果樹など永年性作物は栽培適地が変わらざるを得ない。適地の変更とは聞こえがよいが、実際は『適地崩壊』だ。」

「損保業界を襲う異常気象」（北村氏）では、現場の実際の問題として、異常気象による支払額が急増していること、これによって再保険会社が慌てており、ロイズなどでも日本での大規模災害の予測を地震に加え台風を入れその調査が行われていること、その上で規模とコースに着目していることなどが紹介された。地球環境の保全のためには、規制緩和のトレンドの中でさえ規制強化しかり得ず、その主要な分野は、(1)地球温暖化対策、(2)循環型経済社会の構築である。こうした状況への損害保険会社としての5つの「適応」策も紹介された。

報告後の討論を通じて、地球温暖化情勢の認識を社会各セクションで深め広げていくことの重要性が明らかにされた。

Report 4

分科会 「炭素税ついに導入なるか? -より良い制度導入のために-」

まとめ：畠直之

折りしも、政府・与党で炭素税（環境税、温暖化対策税）の2005年度導入についての検討が大詰めを迎えていた時期ということもあり、関心の高まりを反映して参加者も多く、活発な議論が行われた。

まず環境省で環境税を担当している環境経済課長の鎌形浩史氏から、環境省や自民党での検討状況が説明された。この時点では検討の軸となっていたのは自民党的環境・農林水産両部会がまとめた制度案で、税率は炭素トン当たり3,000円でその収取（6,000億円）をすべて温暖化対策に使うというものである。これに対してNGOの立場から、気候ネットワークとともに炭素税研究会で活動している「環境・持続社会」研究センターの足立治郎氏が、税率が低すぎて肝心の課税による削減の価格インセンティブ効果が弱いこと、軽減措置が多すぎることなどの問題点を指摘した。

これらに対して参加者から多くの意見が出された。環境省に対しては、「温暖化対策を使うといつてもその予算の中身をもっと明確にすべき」「まず今ある地球温暖化対策推進大綱予算（約1.2兆円）が効果を上げているのかきちんと検証すべき」「本来の課税による削減の価格インセンティブ効果を忘れては困る」などの意見が出された。これに対して鎌形氏から「削減効果のあるものに使いたい」「原発には使わない」「森林対策については林野庁にお任せする」などの説明があった。

また足立氏に対しては、「どんな形の炭素税ならNGOとして導入に賛成するのか」などの質問が出され、これに対して「理想的な制度にするのはなかなか難しく、早期導入が大事なので、ある程度納得できれば導入に賛成することになる」との答えがあった。

さらにある参加者からは、「数年間参



加してきたが、今年は随分状況が進んでおり、導入の機運が盛り上がっていると思う」という感想も出された。実際、出された意見や質問も、最新状況を踏まえた鋭いものが多かったと思う。

その後、与党の税制改正大綱で2005年度導入はならず、2006年度以降となつたが、分科会の最後に足立氏から発言されよう、「良い制度の早期導入」のために、市民・NGOとしてもさらに声を大きくして世論を盛り上げて行くことがますます重要になっている。

Report 5

関連企画 「住宅・民生部門専門家会議」

まとめ：中島大

今回は4・5日のシンポジウムの「関連企画」という位置づけで、「住宅・民生部門専門家会議」を前日（12月3日）に開催した。「突っ込んだ内容を全員で議論する」とと「教室形式ではなく円卓形式を取る」ことの2つを試みた企画だ。

「専門家会議」という名称は敷居が高いと心配したが、事務局の宣伝努力もあり、結果的には20人程度とちょうどいい人数が集まった。来年以降も是非このような形式で続けていただければと思う。ただし名称は、例えば「温暖化防止地域リーダー会議」といったものの方が気候ネットワークらしいかもしれない。

本企画では討議のテーマを2つ設定し、前半後半に分けて討議した。前半は、地域で温室効果ガス排出量を計量する手法をテーマとした。自治体が温暖化防止政策を立案する場合、政策効果を計量する必要があるが、特に市町村の場合、計量の手法が確立されていないので、それに関する議論という位置づけである。同時に、自治体では計量手法と削減施策が不可分に関連することも多いため、施策と関連付けつつ計量手法を議論する、という点も意図した課題設定である。

問題提起は、まず中島大（ヴァイアブルテクノロジー）が上記趣旨について具体的な手法（エネルギー源別の調査方法



や、供給側データと需要側データの位置づけなど）に即して説明した。サンプル調査による需要側データの重要性を示しつつ、サンプル調査の困難性を取り上げ、下田吉之氏（大阪大学）が取り組んでいるモデル化と連携させることの意義や政策との連携を深める可能性について特に言及した。

次に増原直樹氏（環境自治体会議）から、環境自治体会議が国立環境研究所・岩手県と共同で取り組んでいる計量手法開発の状況と、茨城県東海村で実施した事例について発表があった。手法としてマクロアプローチとミクロアプローチという概念で利点と欠点を整理し、手法開発にあたって中島と共に問題意識を開拓した。また自治体間でのデータ集約、共通化の必要性も指摘していた。

コメントーターの下田氏からは、サンプル調査の誤差に対する考え方、モデル化するまでの課題などについて解説が加

えられた。また、地域政策との結びつきや、自治体と国との政策的役割分担にも言及があった。これについては後半の「ラベル」課題とも関連している。

討議の後半は、建築物の環境性能を（財）建築環境・省エネルギー機構が認定する建築物総合環境性能評価（CASBEE）について、伊香賀俊治氏（株）日建設計から報告があり、諸外国の例も詳しく紹介され、国内では名古屋、大阪での制度について説明があった。その後で質疑や応用方法の討議を行なった。

CASBEEはエネルギーと温暖化に特化した指標ではなく、環境性能全般を示す指標であり、提供する性能と外部への環境負荷との比で示されている（従って内部に提供する性能が高ければ外部への環境負荷が少々大きくても評価点が高くなることを下田氏が指摘した）。また、延べ面積が2,000 m²以上の建築物が対象で戸建て住宅は対象外となっており、住宅性能でないことも要注意である。

そのような特性をふまえた上で、CASBEEはあくまで指標（ラベル）であって、それをどう活かすかという政策の重要性が伊香賀氏から示され、さらに「開示された情報の活用方法や一般の人への伝え方が課題である」との指摘もあった。

「複雑系としての地球と予防原則」

基調報告：池内了氏（名古屋大学）

■ 温暖化のパラドックス、 複雑系としての地球

地球は複雑系であるから温暖化のパラドックスとして、海洋の熱塩循環が止まり、寒冷化が起こることもあり得る。様々な要素から成り立ち、非線形で、一つの原因がプラスにもマイナスにも働く。これまでの科学は原因の総和と結果が一致していた要素還元主義だった。しかし、最近はそれでは駄目だということがわかつてきた。現在はむしろ、複雑系こそが科学の本質だと考えられるようになった。生態系や地球環境問題はその一つ。

■ 疑わしきは罰する予防原則

地球温暖化が、温室効果ガスが原因だということは、科学的に証明されていない。こういう時に、日本の官僚は科学的に証明されていない、という言い方を使う。従って問題はない=何もしない、ということになる。温室効果ガスと地球温暖化については科学的に証明されていないと言うが、正しくは、科学的に無害が証明されたわけではないと言うべきだ。「疑わしきは罰する」という考え方が必要だ。犯罪事件では、疑わしきは罰せざるが法律の建前だ。しかし、不特定多数に害悪を及ぼすかどうかという問題については、疑わしきは罰するべきだ。

■ 地上資源文明への転換、循環の思想、 小規模分散型の技術

「地下資源文明」は生物が地下に閉じこめられて、エネルギーの塊になったものに依存している。昔、固定されたものを掘り出して使っている。使用量は基本的には増やさず、再生可能である自然エネルギーの「地上資源文明」に切替えることが必要である。また、循環していることが重要で、変にパイプが開く、あるいはパイプがつまると死んでしまう。

小型化、分散化、多様化の技術を使うべ

きだ。集中化は何かあれば非常にいろいろな技術だ。小型化、分散化、多様化されたものを組み合わせ、生産消費廃棄の現場を近づけることで循環が見えるようになる。
(報告を抜粋し気候ネットワークがまとめました)

パネルディスカッション

様々な立場のパネリストが、温暖化防止活動を広め、促進するための方策や連携のあり方について議論した。

■ 多くの人を巻き込むために

玉光順正氏（真宗大谷派教学研究所）：私たちの東本願寺は、全国9,000の寺がある。寺はネットワークとして一つつながりがある。ハンセン病の問題については大谷派の人が療養所に通って、今は一緒に運動をするようになっている。環境問題でも可能性があるので、皆さんも縁のある寺に行ってブッシュしてほしい。

清水鳩子氏（主婦連合会）：二酸化窒素の測定運動を26年間続け、ノーモア水保賞をもらった。測るという行動を通じて、参加者を増やし多くのことを学んだ。私は周囲に温暖化問題をテーマとして取り上げてもらおうと提案している。全国消費者団体連絡会でも提起する。今ある運動の中でうまく広げていきたい。

薦田直紀氏（広島県地球温暖化防止活動推進センター）：地域の対策を進めるには、地域協議会が重要な役割を担うと思うので、センターからも支援したい。大きな自治体内にいくつかの協議会があつてもいいし、様々な形・組み合わせがあると思う。

北村必勝氏（損害保険ジャパン環境財団）：私たちの組織の特色として、NGOに対するアレルギーがないことだ。1993年から市民講座を行っている。私たちは大会議室を貸すだけで、NGOが知識とネットワークを活かして講師も全部手配してもらっている。ここから始まって、学生をNPOに派遣するインターン制度など色々なことを行っている。

■ これから具体的な活動

北村氏：これまでの活動の多くは自分たちだけでやっていた。今後は学生やNPOと連携して取り組みたい。金融機関によるSRI（社会的責任投資）として、投資の際の環境配慮のスクリーニング、もう一つは株主行動だ。イギリス最大の保険会社は、環境報告書を出さない会社には株主総会で反対投票をするという方針



を打ち出した。SRIをもっと日本の金融機関に広げてもらいたい。

薦田氏：次の世代を担う人々と「つなげる」ことが大事だ。学校と社会のオーバーラップがしきりにさけられている。子どもの居場所づくり事業として、場所にプラスしていろんな問題を考えもらう仕掛けをしていきたい。

清水氏：環境庁ができたときには過大な期待をした。しかし、産業関係の官庁の意見が環境省の方針を左右するという印象がある。環境を守るためにできた環境省を市民は応援しなければならない。また、環境運動と消費者運動を区別してしまう人がいるが、そうではないはずだ。

玉光氏：今後に向けた活動予定として、市民の集いを行う。仏教の立場から環境問題や地域問題の提案をする予定だ。絶望に陥らざるを得ない状況もあるが、絶望しないですむ鍵を、こういう運動と同時に考えたい。

■ 今後に向けて

北村氏：こういう会合が、もっとポピュラーになっていかないのか。理論武装されているので、こういうメッセージを広く発する努力をしたらいい。ビデオ化するという話も出たので、もっとマスコミを活用するなどして、広く市民に伝えるといいのではないか。このシンポジウムも専門的な議論をする場に加えて、一般市民対象の分科会を行ってはどうか。私自身が勉強になっただけに特にそう思う。

浅岡：私たちの活動も道半ばまで来た。今日は、市民や消費者で意識をもつてやってきた方々にお越しいただき、お話をいただいた。私たちの側から足を運び、呼びかけることをもっとやっていくべきだ。消費者団体と環境団体を区別する必要もないし、企業だからといって特別視しないようにすべきだ。これからも目標を立てて自信をもって若いスタッフを中心に一歩一歩進めていきたい。



Sapporo
Osaka
Kochi**●省エネラベル**

家電製品の省エネラベルキャンペーンを札幌・大阪・高知で実施中。パートナーシップ組織が実行委員会を担い、各地で多様な主体の参加もあり参加店舗数の増加につながっている。また販売者や消費者との意見交換会・学習会も実施し、省エネラベルの効果を高める取り組みも進んでいる。(参考URL : <http://blog2.fc2.com/kikonet/>)

また、静岡県と長野県でも実施されており、地域独自の工夫もこらされ、省エネラベルの取り組みが各地へ広がりつつある。12月22日に実施した第2回全国省エネラベル協議会では、各地の状況の共有とこれからの展望や方針について検討された。

問合せ：気候ネットワーク京都事務所 TEL:075-254-1011 FAX:075-254-1012 E-mail:kikonet@jca.apc.org

Kyoto

●京都市地球温暖化防止条例可決！

昨年12月16日、京都市議会が「地球温暖化対策条例」を全会一致で可決し、24日公布された。地球温暖化対策を目的にした条例ができるのは全国初で、今年4月に施行される。条例では、2010年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で10%削減する目標を掲げ、家電販売店に対する特定機器の省エネ性能を評価した独自のラベル表示の義務付け、一定の温室効果ガス排出量を超える大規模事業者・店舗、運輸業者、新築建築物等に対する削減計画の策定と提出の義務付け、などが明記されている。

また、京都府も12月7日に地球温暖化防止に向けた条例の策定に着手することを明らかにした。今後、こうした動きが各地の自治体に広がっていくことと、実際にその効果を上げていくことが期待される。

問合せ：京都市地球環境政策課 TEL:075-222-3452 FAX:075-222-4039

Yamanashi
Yokohama
Tottori**●市民向け公募債による自然エネルギー事業**

自治体が自然エネルギー事業を行う際に、市民向けミニ公募債によって資金調達を行う自然エネルギー事業が最近3つの自治体（山梨県都留市、横浜市、鳥取県名和町）によって計画されている。

都留市は、家中川に20kWの小水力発電所の建設を計画している。事業費4300万円をNEDOの補助金と市民参加型ミニ公債で賄う予定となっている。横浜市は、2,000kWの風力発電1基の建設を計画し、市民参加を促すために事業資金を市民向けのミニ公募債にて調達、市内企業が参加可能のように「グリーン電力証書」を活用する予定だ。名和町では、住民への普及啓発を目的に、総事業費1億2000万円のうちミニ公募債「太空海（たくみ）債」5000万円を発行する。

問合せ：都留市政策形成課 TEL:0554-43-1111 FAX:0554-45-5005 Email:seisaku@city.tsuru.yamanashi.jp

横浜市環境保全局 TEL:045-671-4155 FAX:045-224-6627 Email:kh-ondanka@city.yokohama.jp

鳥取銀行ふるさと振興部「太空海債」係 TEL:0857-37-0263

各地のイベント情報

大阪

■自然エネルギー入門講座**<第5回：風力エネルギー 風力発電の実際と原理、市民共同発電所>**

日時：1月28日（金）18:30～ 講師：山口歩氏（立命館大学） 場所：府立環境情報センター 参加費：1,000円

<第6回：水力エネルギー 水力エネルギーの特徴と小水力発電のしくみ>

日時：2月16日（水）18:30～ 講師：麻生義継氏（株）エイワット 場所：府立環境情報センター 参加費：1,000円

主催・問合せ：自然エネルギー市民の会

TEL:06-6910-6301 FAX:06-6910-6302 E-mail:wind@pare.bnet.jp URL:<http://www.bnet.jp/pare/>

Column**炭素税、2005年度導入はならず～改めて良い制度での06年度導入を！～**

12月15日、与党の自由民主党・公明党は2005年度税制改正大綱を決定したが、炭素税（環境税）については「早急に検討する」とされ、2005年度からの導入とはならなかった。先送りされたことは残念だが、今回検討された自民党環境・農林水産両部会の制度案は、低税率で軽減措置が多く削減の実効

性に疑問があり、他の税の減税などはせず丸々増税とするなど、問題点が多くあった。早急に政府・与党などで議論・検討を進め、幅広く市民の意見を反映し、最短の2006年度に、実効性・効率性・公平性に優れた良い制度で導入する（2005年度中に導入を決定する）ことを、改めて求めたい。

京都議定書発効キャンペーン

京都議定書の発効を祝って、NGO主催のイベントを開催します。各地でも発効を祝つて、関連イベントの実施やこのイベントとの連携をお願いします。

2/15 発効前夜祭

(K) NGO主催の前夜祭パーティー

会場：ソミッドホール
(銀座ソニービル8階)(予定)

内容：
パーティー、スライドショー 他

問合せ：WWFジャパン
(TEL:03-3769-3509) 問合せ：気候ネットワーク

2/16 発効記念イベント

(水) 京都議定書誕生の地、京都でNGO主催の記念イベント

午後：発効記念パレード(京都市内)
夕刻：発効記念NGO集会「進もう京都議定書とともに(仮)」

場所：国立京都国際会館(予定)
時間：17:00～19:00(予定)

内容：スライドショー、リレートーク 他

※現在、急遽準備中です。詳しい内容等は、決定次第ホームページ等でお知らせいたします。

京都議定書発効記念行事

COP10で開催に合意した「京都議定書発効記念行事」が開催されます。ヨーロッパ等ともネットワークを通じてリンクする予定。

主催：環境省・京都府・京都市
日時：2月16日(水)

午後6時(開始予定)
場所：国立京都国際会館
(京都市左京区)

問合せ：環境省地球環境局

■ 市民が進める温暖化防止2004を開催いたしました。■

「市民が進める温暖化防止2004」では、開会セレモニー、6つの分科会、「東京原発」上映、全体会を開催、また関連企画として、住宅・民生部門専門家会議を実施し、延べ700人にご参加いただきました。記念ミニコンサートの小中高生の演奏に「素晴らしい感動し、リフレッシュされた」、シンポジウム全体には「京都議定書の発効が決まったことも影響し、充実した内容だった」との声を参加者の方からいただきました。ご参加・ご協力いただいた皆様、誠にありがとうございます。(3頁～6頁参照)



市民共同発電所全国フォーラムの様子



当日の運営を支えたボランティア

INFORMATION

「市民が進める温暖化防止2004」 資料集



「市民が進める温暖化防止2004」の開会セレモニー、分科会、全体会のレジメ、資料を集めたもの。

2004年12月、A4・107ページ

発行：気候ネットワーク

価格：一般1,000円、会員600円(送料込み)
お申込みは京都事務所まで

ご支援に厚くお礼申し上げます。

事務局から...

● WWF・日興グリーンインベスタートーズ基金の助成を受け、「進行する日本温暖化・影響調査」を行います。各地の影響や兆候、あるいは調査・研究の成果がありましたら、お知らせください。

● 明けましておめでとうございます。京都議定書発効の年です。一層の温暖化防止活動促進に向けて、本年もご支援・ご協力賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

次の方から寄付を
いただきました。
誠にありがとうございました。

中須雅治、
小関千秋、
中村郁也、
森崎耕一
(敬称略、順不同、
2004年11月～12月)

第45回連続公開セミナー COP10報告会

- 日 時：2005年1月25日(火) 18:30～20:45
- 会 場：ウイングス京都2階セミナー室B(京都市中京区)
- 参加費：気候ネットワーク会員無料、
一般500円(事前申込み不要)
- 報 告：日々野敏陽氏(京都新聞)
浅岡美恵(気候ネットワーク)他
- 交通アクセス：
地下鉄烏丸線「四条」駅下車、または阪急
「烏丸」駅下車、20番出口から徒歩5分

気候ネットワークに入会ください

気候ネットワークは多くの個人・団体・地域のネットワークによって支えられています。ぜひ、会員として気候ネットワークの活動をご支援ください。みなさまからの会費は気候ネットワークの活動を通じて地球温暖化防止のために活用されます。会員の方には、気候ネットワーク通信やFAX・E-mailニュースを通じて地球温暖化に関する情報を提供いたします。またイベントに会員価格でご参加いただけます。入会ご希望の方は、事務局までお問い合わせくださいか、ホームページをご覧ください。

<年会費：正会員(個人・団体)・賛助会員(個人・団体) いずれも一口5,000円(入会日から1年間)>

特定非営利活動法人 気候ネットワーク 代表：浅岡美恵/副代表：須田春海/事務局長：田浦健朗 URL: <http://www.jca.apc.org/kikonet/>

気候ネットワーク通信 「気候Network」40号
2005年1月1日発行(隔月1日発行)

編集・DTP：岡優子・豊田陽介

古紙100%の再生紙に大豆油インクを使用し、
風力発電による自然エネルギーで印刷しました。



<京都事務所(本部)>

604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル305

Tel. 075-254-1011 FAX.075-254-1012

E-mail: kikonet@jca.apc.org

<東京事務所>

102-0083 東京都千代田区麹町2-73半蔵門ウッドフィールド2階

Tel. 03-3263-9210 FAX.03-3263-9463

E-mail: kikotko@jca.apc.org

郵便振替口座：00940-6-79694(加入者名：気候ネットワーク)

銀行振込口座：東京三菱銀行 京都支店 普通口座 1370852(気候ネットワーク)